

特記事項

修繕概要

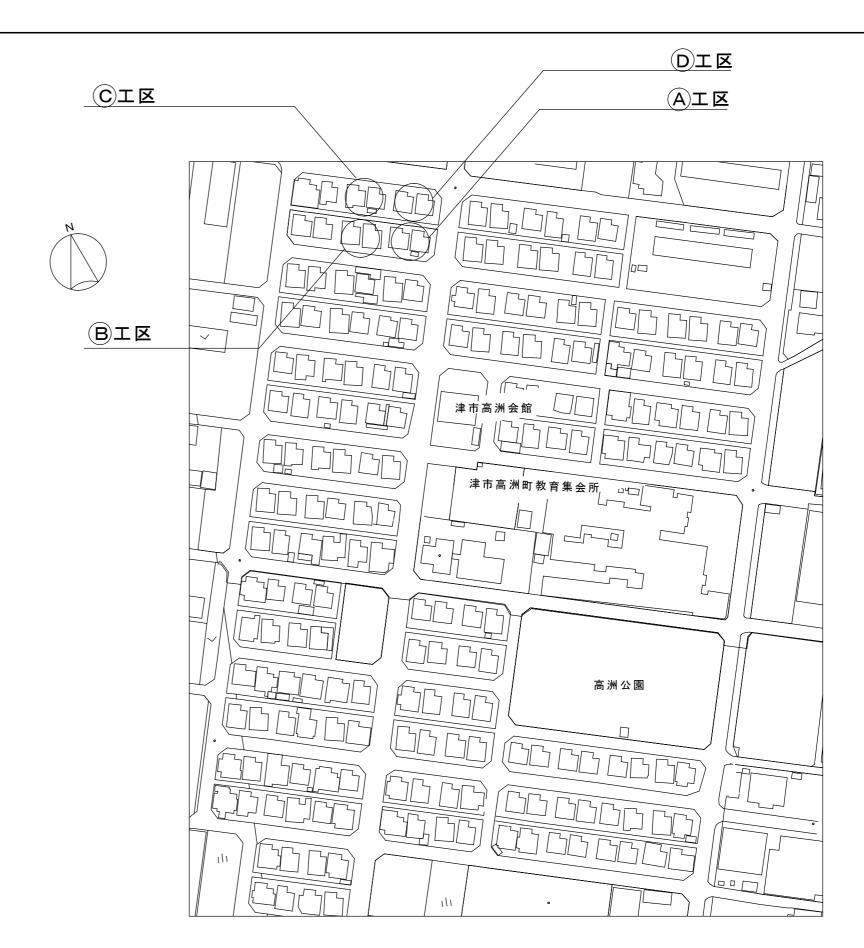
・中型コンクリートパネル組立造2階建て住宅4棟8戸(22-1、22-2、22-3、22-4、22-9、22-10、22-11、22-12)屋根塗装等修繕 各戸延べ床面積83.70㎡

施工条件

- ・作業着手までの期間に調査及び施工計画書等を作成し、市監督員の承諾を得ること。
- ・作業着手までの現場調査は、事前に市監督員及び入居者の承諾を得るものとする。
- ・修繕場所が住宅地域に位置するため修繕車両の通行等に細心の注意を払うこと。また、大型車両の出入りの際には誘導員を付けること。
- ・修繕に伴う騒音、振動等により、周辺住民から苦情があった場合は、修繕を一時中断し、誠意を持って地元調整を行うこと。また、修繕 の再開については、監督員の承諾を得てから行うこと。
- ・修繕着手前には、現況把握の為に破損箇所等があれば市監督員の立合いのもと写真等に記録しておくこと。
- 又、修繕過程において、既存施設に損害等を与えた場合は、請負人の負担において速やかに復旧すると共に市監督員に報告すること。
- ・設計図書に明記なくとも、機能上及び構造上当然必要と認められるもの、並びに、取り合いのはつり補修復旧は本修繕に含む。
- ・修繕用水、電力については請負者負担とする。
- ・本修繕により発生する廃材は、産業廃棄物となるため関係法令により適切に処理すること。また、修繕完了後、速やかにマニフェスト等の写し(A,B2,D票)を市監督員に提示すること。
- ・入居者が居住しながらの修繕となるため、年末年始の期間は作業を行わない工程とするとともに、出来る限り入居者に影響を及ぼさない ように配慮すること。
- ・現場作業については、入居者に車両の移動等を依頼する必要があるため、事前に入居者へ作業期間を伝えること。
- ・住居として使用しながらの修繕となるため、特に入居者の安全に配慮し修繕を行うこと。

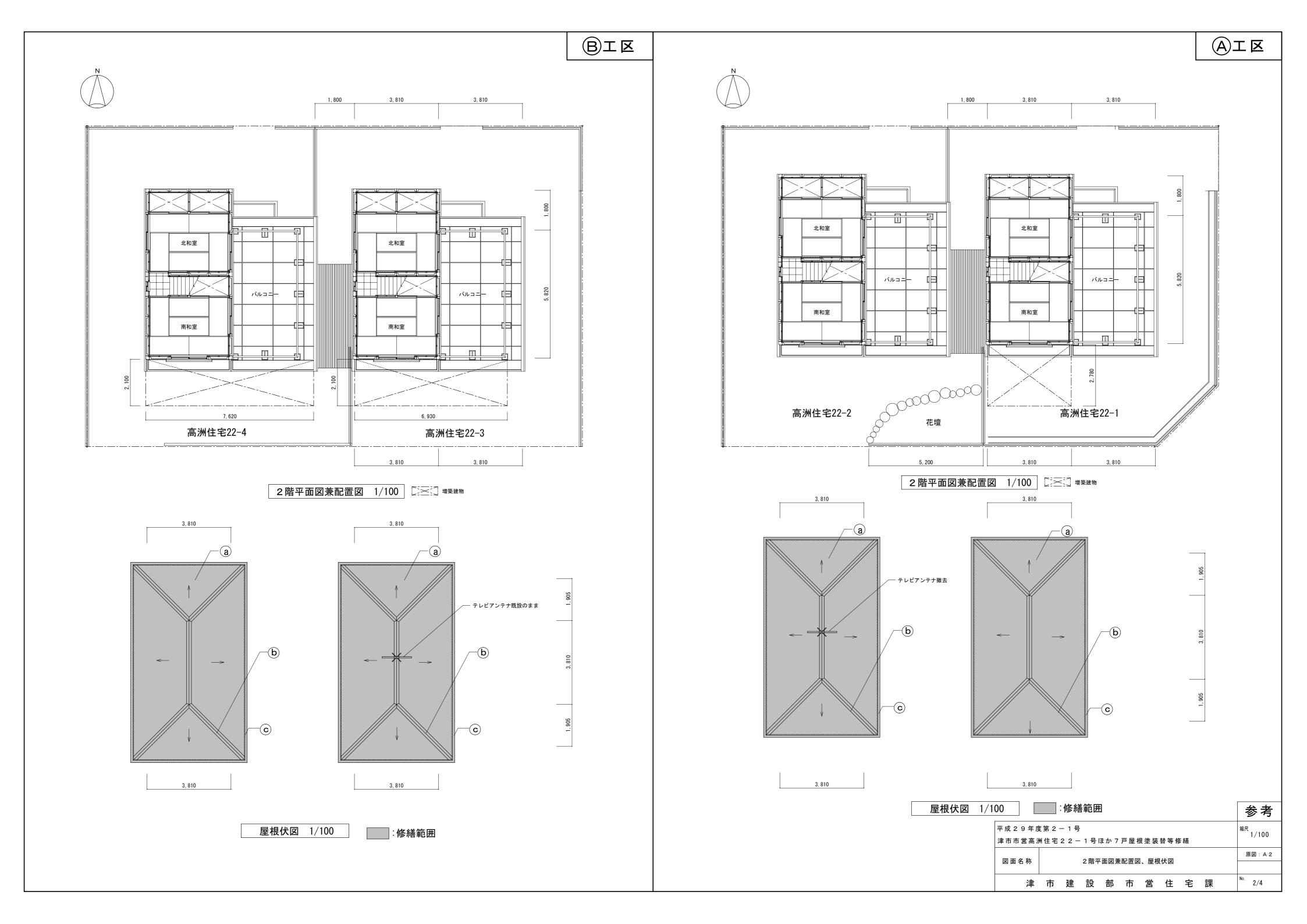
適応基準

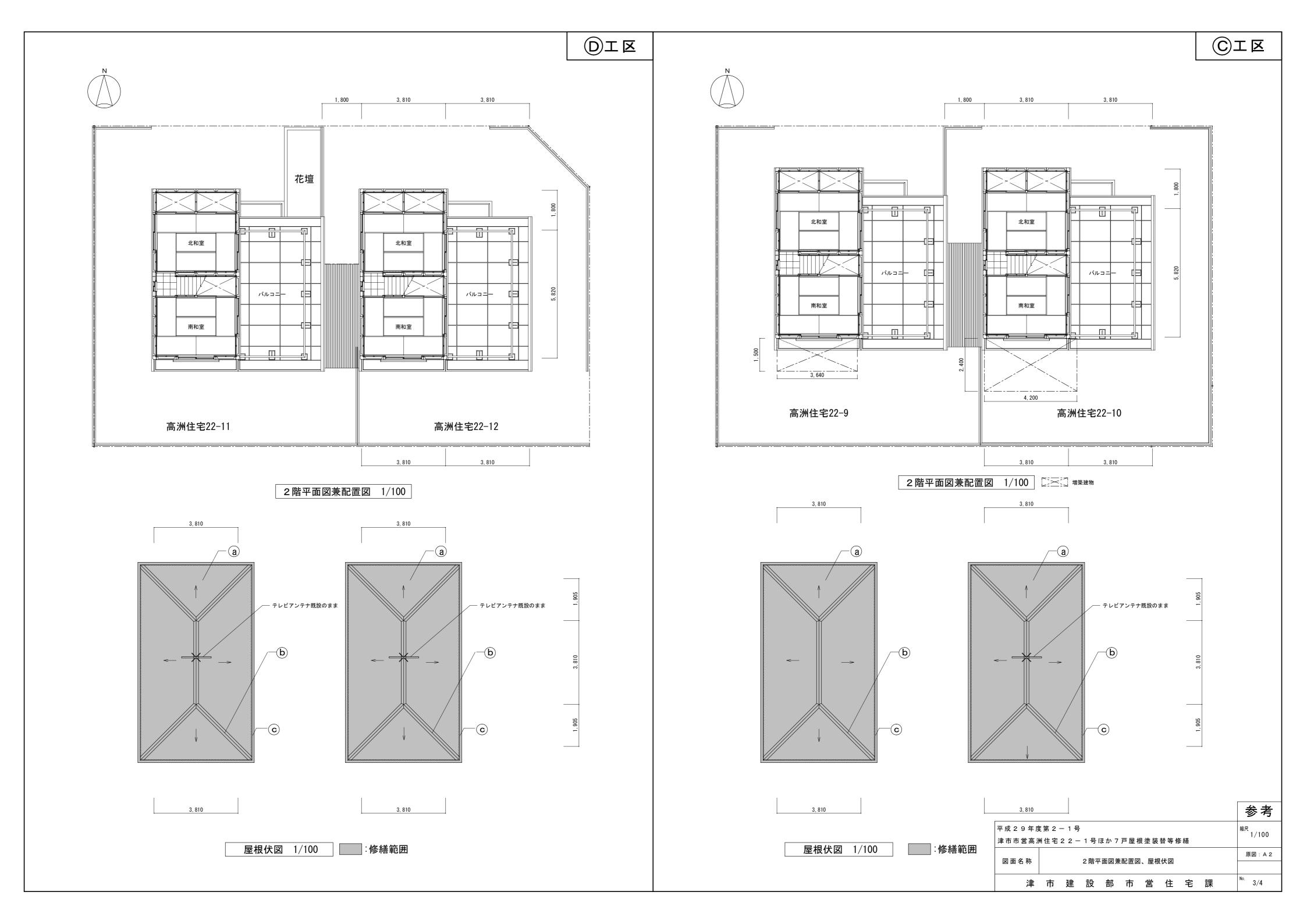
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編 最新版)
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編 最新版)
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書・同解説」(最新版)
- ・その他関係法令



位置図

												参考
平成29年度第2-1号												縮尺
津市市営高洲住宅22-1号ほか7戸屋根塗装替等修繕												
ल क											原図: A 2	
凶 山 1	図 面 名 称											
	津	市	建	設	部	市	営	住	宅	課		No. 1/4



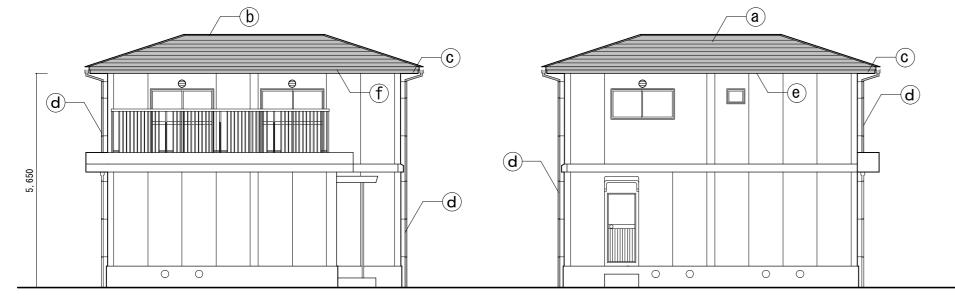




南立面図 1/100

北立面図 1/100

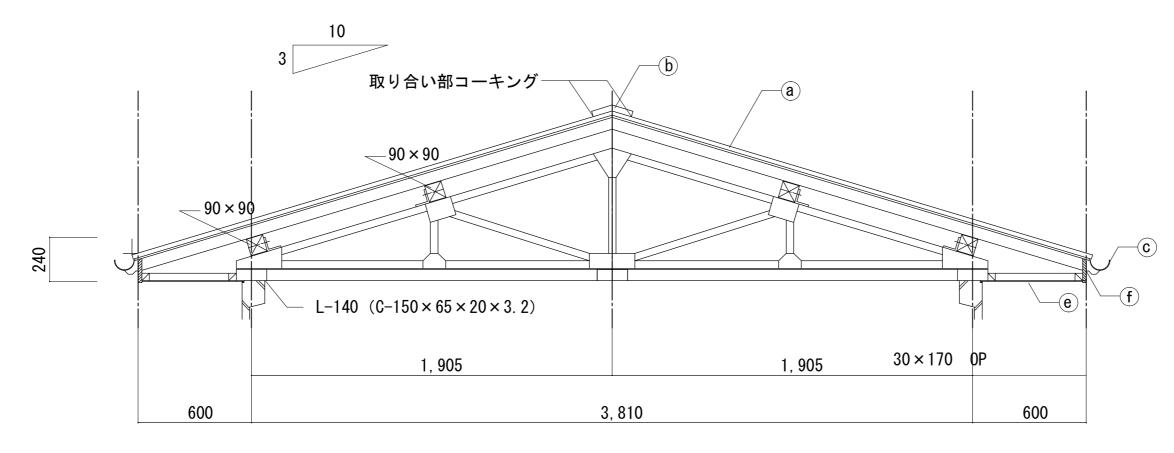
:修繕範囲



東立面図 1/100

西立面図 1/100

	修 繕 仕 様
a	屋根:高圧洗浄既存下地調整の上 下塗り(3回塗)一液反応硬化型エポキシ樹脂シーラー上塗り(2回塗)1液ターペン可溶シリコン樹脂塗料
b	屋根役物: 既設棟包み撤去(下地共)の上化粧スレート役物棟包み・棟巴ガルバリウム塗装鋼板 厚0.4mm新設 (人工木材下地共)
C	軒樋:塩化ビニル製φ 105半丸 集水器塩化ビニル製新設
d	竪樋: 塩化ビニル製 φ 6 0 丸樋新設
e	軒裏:EP塗替え 既存下地調整
(f)	鼻隠し: SOP塗替え 既存下地調整



屋根断面図 1/20

											参考
	平成29年度第2-1号										縮尺 1/100
洋川川呂向/	津市市営高洲住宅22−1号ほか7戸屋根塗装替等修繕 図面名称 立面図・既設断面図 -										1/20 原図:A 2
図面名称											
津	市	建	設	部	市	営	住	宅	課		No. 4/4